岐阜工業高等専門学校環境システムデザイン工学教育プログラムの履修 及び修了判定に関する内規

制定 平成 15年 4月 1日

(目的)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における環境システムデザイン工学教育 プログラム(以下「本教育プログラム」という。)の教育課程の履修及び修了判定は,この内規に 基づいて行うものとする。

第2条 本教育プログラムの履修者とは、平成15年度以降の専攻科入学者をいう。

(修了要件)

第3条 本教育プログラム履修者のうち、次の各号に掲げるすべての要件を満たした者について、 本教育プログラムの修了を認める。

- 一 学士を取得していること。
- 二 本校専攻科が定める教育課程を修了していること。
- 三 本教育プログラムが定める学習・教育目標を、次条に定める学習・教育目標の達成度評価方法に基づき、第5条に定める達成度の水準以上であること。
- 四 取得した単位のうち,第5条に定める達成度の水準を超える科目の単位が,124単位以上あること。
- 五 取得した単位のうち,第5条に定める達成度の水準を超える科目により,**授業時間が1600時間以上**(人文・社会科学250時間以上,数学・自然科学・情報技術250時間以上,専門分野900時間以上)確保できていること。
- 2 前項第3号から第5号までに定める要件の判定は、次の各号に掲げる単位を対象として行う。
- 一 本教育プログラムの認定対象科目の中から取得した単位
- 二 本校専攻科入学前に在籍した本校以外の高等専門学校及び大学等において取得した単位で,本 教育プログラムの修了に関わる単位として認定されたもの
- 三 岐阜工業高等専門学校学則第13条の2及び第13条の3の規定に基づき他の高等教育機関 において取得した単位で、本教育プログラムの修了に関わる単位として認定されたもの
- 3 前項第2号及び第3号に該当する単位の認定の方法については、別に定める。
- 4 平成15年度以降の専攻科入学者については、2年次後期の特別研究2を合格とする要件に、 第1項第3号から第5号までの要件を含めるものとする。

(達成度評価方法)

第4条 本教育プログラムが設定する学習・教育目標の達成度は、別表1に掲げる学習・教育目標 に応じて達成度評価項目欄に掲げる学習・教育目標の達成度評価方法に基づき評価する。

(達成度の水準)

第5条 本教育プログラムが設定する学習・教育目標の達成度判定方法は、別表2のとおりとし、同表に掲げる各科目について、成績評価が「6」以上である場合に当該科目の学習が達成されたものとする。

2 他の高等教育機関において取得した単位のうち成績評価が10段階評価以外で表示されているものについては、別に定めるところにより置き換えて水準の達成を判定する。

(その他)

第6条 第3条第2項第1号に規定する本教育プログラムの認定対象科目及び第4条の学習・教育目標の達成度評価方法は、シラバスに記載するものとする。

附則 この内規は、平成15年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附則 1 この内規は、平成16年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。

2 平成14 年度専攻科入学生の教育課程については、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成24年3月9日から適用する。

附則 この内規は、平成25年1月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則 この内規は、平成26年4月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。